

フ ア ミ リ ー ホ ー ム

指 導 検 査 基 準 （ 令 和 7 年 10 月 27 日 適 用 ）

東 京 都 福 祉 局

指導検査基準中の 「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(ファミリーホーム)

運

営

編

〔凡例〕

※ この基準において、左記の用語を右記のように定義する。

ファミリーホーム事業	児童福祉法第6条の3第8項に規定する、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業（小規模住居型児童養育事業）
ファミリーホーム	ファミリーホーム事業を行う住居
委託児童	児童福祉法第27条第1項第3号の規定によりファミリーホーム事業を行う者に委託された児童

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
昭和22年12月12日法律第164号 「児童福祉法」	児童福祉法
昭和23年3月31日厚生省令第11号 「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
平成21年3月31日雇児発第0331011号 「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」別紙「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱」	ファミリーホーム実施要綱
平成24年3月29日雇児発0329第1号 「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添6「里親及びファミリーホーム養育指針」	里親及びファミリーホーム養育指針
平成22年3月23日21福保子育第2336号 「東京都ファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）設置・運営基準」	東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準
平成12年4月25日児発第471号 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」	児童福祉行政指導監査実施要綱
昭和26年3月29日法律第45号 「社会福祉法」	社会福祉法
昭和22年4月7日法律第49号 「労働基準法」	労働基準法
昭和22年8月30日厚生省令第23号 「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
平成5年6月18日法律第76号 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法

平成3年5月15日法律第76号 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
平成3年10月15日労働省令第25号 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇均発0120第1号
平成3年12月20日基発第712号 「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
平成19年12月5日法律第128号 「労働契約法」	労働契約法
昭和47年7月1日法律第113号 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
平成61年1月27日労働省令第2号 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」	均等法施行規則
昭和47年6月8日法律第57号 「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
昭和47年9月30日労働省令第32号 「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
昭和41年7月21日法律第132号 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
平成28年9月15日雇児総発0915第1号、社援基発第0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」	防犯に係る安全の確保について
昭和23年7月24日法律第186号 「消防法」	消防法
昭和36年3月25日政令第37号 「消防法施行令」	消防法施行令

1 基本方針及び組織

(1) 福祉サービスの基本的理念	1
(2) 事業内容	1
(3) 虐待の防止	1
(4) 秘密保持等	2
(5) 苦情解決	2
(6) 個人情報保護	3
(7) サービスの質の評価等	3
(8) 事故防止	3
(9) 定員の遵守	4
(10) 運営規程	4
(11) 業務(事業)日誌	4
(12) 業務継続計画等	5
(13) 権利擁護	5

2 就業規則等の整備

(1) 就業規則	6
(2) 給与規程	7
(3) 育児休業等	7
(4) 旅費	11
(5) 宿日直	12
(6) 労使協定等	13

3 職員の配置等

(1) 職員配置	14
(2) 採用、退職	16
(3) 人事関連帳簿の整備	16

4 勤務状況

(1) 勤務体制	17
(2) 均等な雇用機会の確保	17

(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	17
(4) 勤務関連帳簿の整備	17
(5) 勤務表	17

5 職員給与等の状況

(1) 本俸・諸手当	18
(2) 本俸の決定	18
(3) 諸手当の支給	18
(4) 社会保険	18
(5) 賃金台帳	18

6 健康管理

7 職員研修

8 主たる養育者の職務

9 建物設備等の管理

(1) 建物設備の状況	20
(2) 環境整備の状況	21
(3) 環境衛生の状況	21

10 災害対策の状況

(1) 必要な設備の整備	21
(2) 非常災害に対する具体的計画	21
(3) 災害対策等の状況	22
(4) 防災訓練	22
(5) 消防署の立入検査	22
(6) 保安設備	22
(7) 安全計画	23

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 基本方針及び組織 (1) 福祉サービスの基本的理念	ファミリーホーム事業を行う養育者及び補助者（以下「養育者等」という。）は、委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 なお、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならず、サービスの提供に当っては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制していないか。 2 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。	(1) 社会福祉法第3条、第5条 (2) 労働基準法第3条 (3) 児童福祉法施行規則第1条の11 (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(3)ア	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制している。 (1) 利用者の立場に立った福祉サービス提供に努めていない。	C C
(2) 事業内容	ファミリーホーム事業において行われる養育は、養育者等、複数の委託児童が養育者の家庭を構成する一員として相互の交流を行い、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。	1 委託児童の基本的な生活習慣の確立と豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するための適切な支援体制を整備しているか。	(1) 児童福祉法第6条の3第8項 (2) 児童福祉法施行規則第1条の9 (3) ファミリーホーム実施要綱第6 (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準1	(1) 委託児童の基本的な生活習慣の確立と豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するための適切な支援体制を整備していない。 (2) 委託児童の基本的な生活習慣の確立と豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するための適切な支援体制の整備が不十分である。	C B
(3) 虐待の防止	養育者等は、委託児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 養育者等は、養育を効果的に行うため、児童福祉法施行規則第1条の34（養育里親研修）、第1条の37第2号に定める研修（専門里親研修）及び都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。 養育者等はいかなる場合においても体罰や子供の人格を辱めるような行為、子供に対する暴力、言葉による脅かしなどを行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない養育技術を習得することも大切である。 ※ファミリーホームは、児童福祉法第7条に定められた児童福祉施設ではないが、児童福祉行政指導監査実施要綱2(2)により、小規模住居型児童養育事業者は児童福祉施設とされることから、第33条の10、第33条の11、第33条の12の規定を準用する。 ファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。	1 養育者等が委託児童に対する虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 2 養育者等は、養育を効果的に行うため、養育里親研修、専門里親研修及び都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めているか。 3 ファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫しているか。	(1) 児童福祉法第33条の10、第33条の11、第33条の12 (2) 児童福祉法施行規則第1条の10、第1条の12 (3) ファミリーホーム実施要綱第7(5)、第8(9) (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第2条、第3条 (5) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（平成31年3月29日東京都条例第50号） (6) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部3(5)(6) (7) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(3)、4(3)イ ※参考 平成22年6月事務連絡「東京都被措置児童等虐待対応ガイドライン」 (8) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部3(6)	(1) 養育者等が委託児童に対する虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 養育者等は、研修を受け資質の向上を図るよう努めていない。 (1) ファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫していない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持等	養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 また、子供が委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子供や家族の情報のうち、子供を守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。 必要な措置(例) 規程等の整備、雇用時の取り決め 等	1 養育者が業務上知り得た秘密を漏らしていないか。 2 事業者は、知り得た情報を外部には非公開とすることを厳守し、秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の2 5 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(4) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部3(3) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(3)ア、イ	(1) 業務上知り得た秘密を漏らしている。 (1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C C B
(5) 苦情解決	養育者は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。 ファミリーホーム事業者は、特に苦情の解決に係るものについては、その苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって養育者等以外の者を関与させなければならない。 養育者だけでなく、子供も相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。 2 子供が意見や苦情を述べやすい環境とする。 - 日常的に子供が自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であることを、養育者が理解する。 - あわせて、子供が相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子供に伝え、子供が理解するための取組を行う。 - 子供の希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。 3 東京都又は区市町村から施設が行った援助に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	1 委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しているか。 2 委託児童が相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しているか。また、このことを児童に伝え、理解するための取組を行っているか。 3 運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか。	(1) 社会福祉法第8 2 条 (2) 児童福祉法施行規則第1条の2 7 (3) 平成1 2 年6 月7 日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 (4) 平成1 4 年3 月1 9 日福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて(指針)」 (5) ファミリーホーム実施要綱第8(10) (6) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部3(4) (7) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(5) (1) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部3(4) (1) 社会福祉法第8 3 条～8 5 条	(1) 苦情等その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応していない。 (2) 苦情の公正な解決を図るため、第三者を関与させていない。 (1) 相談方法や相談相手を選択できる環境を整備していない。 (2) 委託児童に伝え、理解するための取組が行われていない。 (3) 取組が不十分である。 (1) 運営適正化委員会の調査等に適切に対応していない。	C C C C C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 個人情報保護	福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性にかんがみ、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取扱うこと。 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 個人情報を取得した場合、利用目的を速やかに本人に通知又は公表すること。 (3) 個人情報を適正に取得しましたその内容を正確に保つこと。 (4) 個人情報漏えい時の報告連絡体制、安全管理措置を講じること。 (5) 法令に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 (6) 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第15条～第33条 (2) 平成28年個人情報保護委員会告示第6号「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」 (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(3)ウ	(1) 適切な措置が講じられていない。 (2) 措置が不十分である。	C B
(7) サービスの質の評価等 第三者評価	ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の物による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。	1 養育の質の向上のための取組をしているか。 2 自己評価を実施しているか。	(1) 社会福祉法第78条 (2) 児童福祉法施行規則第1条の28 (3) 令和4年3月23日子発第0323第3号、社援発0323第30号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」 (4) 平成21年5月29日21福保指第235号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」 (5) ファミリーホーム実施要綱第8(11) (6) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部5(2) (7) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(6)	(1) 養育の質の向上のための取組をしていない。	B
(8) 事故防止	ファミリーホームにおける事故防止の徹底を図るため、①養育者等の眼が届きにくい場所など、事故には至らないがそのおそれがあるものについて点検をするとともに、②点検した事項について、養育者等の危機意識の向上を図るための研修を実施し、③その点検事項が遵守されているかどうかを定期的に検証し、④実際に事故が発生した際、迅速かつ適切に対応するためのマニュアルの作成など、委託児童の事故防止の徹底を図る。 事故、感染症の発生時などの緊急時には、子供の安全を確保する。外部からの不審者等侵入防止のための対策など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。	1 事故、感染症の発生時などの緊急時の委託児童の安全確保のために、事故防止のための取組を行っているか。 ・事故のおそれのある場所等の再点検 ・養育者等の危機意識向上研修 ・点検事項遵守の定期的検証 ・事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成 ・ヒヤリハット報告等の作成	(1) 社会福祉法第3条 (2) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部1(11) (3) 平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全確保について」 (4) 平成18年2月27日雇児福発第0227001号「児童養護施設等における事故防止の徹底について」 (5) 防犯に係る安全の確保について	(1) 事故、感染症の発生時などの緊急時の委託事業の安全確保のために、事故防止について、必要な措置を講じていない。 (2) 事故防止について、必要な措置が不十分である。 (3) 外部からの不審者等の侵入防止のための対策など不測の事態に備えて対応を図っていない。 (4) 対応が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 定員の遵守	ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。 ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	2 防犯対策について、必要な措置を講じているか。	※参考 刑法（明治40年4月24日法律第45号）第211条（業務上過失致死傷等）	(1) 定員の取扱いが守られていない。 （都の指示による場合を除く。）	C
(10) 運営規程	ファミリーホーム事業者は、ファミリーホームごとに、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則に規定する事項を運営規程に定めること。	1 運営規程を整備しているか。	(1) 児童福祉法第34条の4 (2) 児童福祉法施行規則第1条の17、第1条の19 (3) ファミリーホーム実施要綱第4(1) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(1)、5(1)	(1) 運営規程を整備していない。	C
		2 内容は適切かつ規定内容と現状とに差異はないか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の17 (2) ファミリーホーム実施要綱第8 (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(1)	(1) 規定内容と現状とに著しい差異がある。 (2) 規定内容と現状とに差異がある。	C B
	◎参考 ＊児童福祉法施行規則第1条の17により運営規程作成上必要な事項 ・事業の目的及び運営の方針 ・養育者等の職種、員数及び職務の内容 ・委託児童の定員 ・養育の内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項 ・評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容 ・その他運営に関する重要事項				
(11) 業務(事業)日誌	現状を的確に把握するため、業務(事業)日誌等の記録を作成する。 【必要事項】 ①委託児童の特記事項（開始、解除等）、 ②委託児童の状況（現員、外泊等）、 ③養育者等の状況（休暇、出張）、④来訪者	1 業務(事業)日誌を作成しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4)	(1) 業務(事業)日誌等の記録を作成していない。 (2) 業務(事業)日誌等の記録の内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(12)業務継続計画等	1 ファミリーホーム事業者は、ファミリーホームごとに、感染症や非常災害の発生時において、委託児童に対する養育を継続的にに行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。 ＜参考＞ 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」 ・業務継続ガイドライン ・児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形） ・研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて） ・感染症対策マニュアル ・研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）	1 業務継続計画を策定し定期的に見直しを行っているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の20の3第1項、第3項 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(6)	(1) 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。	B
	2 研修及び訓練の実施 ファミリーホーム事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めなければならない。	1 定期的に研修・訓練を実施しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の20の3第2項 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(6)	(1) 業務継続計画について研修・訓練を実施していない。	B
(13) 権利擁護	社会的養護は、子供の権利擁護を図るための仕組みであり、「子供の最善の利益のために」をその基本理念とする。 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。		(1) 児童の権利に関する条約第3条、第20条 (2) 里親及びファミリーホーム養育指針第I部2(1)		
ア 子供の権利の尊重	1 ・子供を権利の主体として尊重する。子供が自分の気持ちや意見を素直に表明することを保障するなど、常に子供の最善の利益に配慮した養育・支援を行う。 ・子供が主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。 ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。 ・子供に対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子供に応じて、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明する。	1 常に子供の最善の利益に配慮した養育・支援を行っているか。 2 子供の健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援しているか。 3 たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援しているか。 4 権利の主体であることや守られる権利について、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明しているか。	(1) 里親及びファミリーホーム養育指針第II部3(1)	(1) 子供の最善の利益に配慮した養育・支援を行っていない。 (2) 取組が不十分である。 (1) 子供の健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援していない。 (2) 取組が不十分である。 (1) たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援していない。 (2) 取組が不十分である。 (1) 権利の主体であることや守られる権利について、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明していない。 (2) 取組が不十分である。	C B C B C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 就業規則等の整備					
(1) 就業規則	1 就業規則は職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。 ＊1 絶対的必要記載事項 ①労働時間に関する事項、②賃金に関する事項、③退職に関する事項 ＊2 相対的必要記載事項 ①退職手当、②臨時の賃金及び最低賃金額、③労働者の食費及び作業用品等の負担、④安全衛生、⑤職業訓練、⑥災害補償及び業務外の傷病扶助、⑦表彰及び制裁、⑧その他 2 職員10人以上の事業者にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の事業者については、作成の義務はないが、社会福祉施設の近代的労使関係に必要なとされる労働条件の明示の観点、措置費の支出根拠の明確化の観点から作成することが望ましい。 ＊就業規則作成上必要な事項 ・始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に勤務させる場合においては就業時転換に関する事項 ・賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項（解雇の事由を含む。） ・その他必要事項 ＊現状と差異がないこと。差異がある場合は規定の変更を行うこと。 ＊事務所等に掲示を行うこと（各人への配布及び内容についての説明を行うこと。）。 3 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する。	1 就業規則を整備しているか。 2 必要事項の記載等、内容は適正か。 （有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。） 1 労働基準監督署に届け出ているか。 2 内容と現状に差異はないか。 3 職員に十分周知しているか。 1 非常勤職員就業規則を整備しているか。 （就業規則に非常勤職員に関する規定が含まれていない場合） 2 必要事項の記載等、内容は適正か。 3 労働基準監督署に届けているか。	(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）第9条 (1) 労働基準法第89条、第90条 (1) 労働基準法第106条 (1) 労働基準法第89条、第90条 (2) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (3) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	(1) 短時間労働者を含め常時10人以上の職員を使用する事業者において就業規則を整備していない。 (1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 内容が不適正又は不十分である。 (1) 労働基準監督署に届け出ていない。 (1) 規定内容と現状とに差異がある。 (1) 職員に周知していない又は不十分である。 (1) 非常勤職員就業規則を整備していない。 （就業規則に非常勤職員に関する規定が含まれていない場合） (1) 非常勤職員就業規則の内容が不十分である。 (1) 労働基準監督署に届け出ていない。	B B B B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることや措置費等公的資金から支出されていることから、適正に整備されていることが必須である。 したがって、給与規程については特に特定事項として独立させ、就業規則と並行して、同様な観点から評価することとしたものである。 給与及び諸手当は支給基準が明確であり、また、基準に従って支給することが必要である。 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等）及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 ◎参考 労働契約、就業規則及び労働協約の関係 1 就業規則は、法令又は労働協約に反してはならない。 2 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は無効とされ、その部分は、就業規則に定める基準による。 3 労働協約に定める労働条件等に関する基準に違反する労働契約の部分は無効とされ、その部分は労働協約の基準による。	1 給与規程を整備しているか。 2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。 3 規程と実態に差異はないか。 4 労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (1) 労働基準法第3条、第4条、第15条、第24～第28条、第37条、第89条 (1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 給与規程を整備していない。 (1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。 (1) 規定内容と現状とに差異がある。 (1) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B
(3) 育児休業等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳に達するまで、両親ともに取得する場合は、1歳2か月に達するまで1年間）に満たない子を養育する労働者の休業の申出により労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 有期雇用労働者にあつては、申出時点において子が1歳6か月（2歳までの休業の場合は2歳）を経過する日までに労働契約が満了し、更新がないことが明らかな場合 ③ 労使協定により適用除外とすることができる場合 (ア) 雇用された期間が1年に満たない場合 (イ) 申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 (ウ) 1週間の所定労働日数が2日以下である場合 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・育児休業に関する相談体制の整備 ・その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 育児休業に関する規程には育児休業期間中の待遇、休養後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定め労働基準監督署に届け出る必要がある。	1 育児休業を適切に実施しているか。 2 育児休業に関する規程を整備しているか。 3 労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 育児・介護休業法第5条～第10条、第21条の2、第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の3 (3) 基発第712号通知 (4) 雇均発0120第1号 (1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 育児休業を適切に実施していない。 (1) 育児休業に関する規程を定めていない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (1) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	※出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 【除外される場合】 ①日々雇用される場合 ②有期雇用労働者にあつては、申出時点において子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新がないことが明らかな場合 ③労使協定により適用除外とすることができる場合 (ア)雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 (ウ)1週間の所定労働日数が2日以下である場合 (2) 所定労働時間の短縮措置 ア 3歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮（原則として1日6時間）する制度を設けることにより労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。 【除外される場合】 ① 日々雇用される者 ② 1日の所定労働時間が6時間以下の場合 ③ 労使協定により適用除外とされた場合 (ア) 雇用された期間が1年に満たない場合 (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (ウ) 所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難な業務に従事する場合 イ 上記③（ウ）の労働者であつて、労使協定により所定労働時間の短縮措置を講じないこととした場合は、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・在宅勤務等の措置 ・フレックスタイム制度 ・時差出勤制度 ・保育施設の設置運営その他これに準ずる等の便宜の供与 (3) 所定外労働の制限 小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合は、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならない。 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 労使協定により適用除外とすることができる場合 (ア) 雇用された期間が1年に満たない場合 (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (注) (4)時間外労働の制限と重複しないこと。	1 所定労働時間の短縮措置を適切に実施しているか。 1 所定外労働の制限について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第23条 (2) 育児・介護休業法施行規則第72条、第73条 (1) 育児・介護休業法16条の8	(1) 所定労働勤務時間の短縮措置等を実施していない。 (1) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(4) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する労働者から、当該子を養育するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合はこの限りでない。 (制限時間 1 月 2 4 時間、1 年150時間) 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 雇用された期間が 1 年に満たない場合 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の場合 (注) (3) 時間外労働の制限と重複しないこと。 (5) 深夜業の制限 小学校就学前の子を養育する労働者が、当該子を養育するために請求があった場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後 1 0 時から午前 5 時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合はこの限りでない。 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 請求に係る深夜に当該子を保育することができる同居の家族等がいる場合 ③ 雇用された期間が 1 年に満たない場合 ④ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の場合 (6) 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その育児の状況に配慮しなければならない。	1 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。 1 深夜業の制限について、適切に実施しているか。 1 労働者の配置について配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法 1 7 条 (1) 育児・介護休業法第 1 9 条 (1) 育児・介護休業法第 2 6 条 (1) 労働基準法第 8 9 条、第 9 0 条 (2) 育児・介護休業法第 1 1 条～第 1 6 条、第 2 2 条 育児・介護休業法施行規則第 2 4 条、第 7 5 条 (3) 雇均発 0 1 2 0 第 1 号	(1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 深夜業の制限に関する規定を定めていない。 (2) 深夜業の制限について、適切に実施していない。 (1) 労働者の配置について、配慮していない。 (1) 介護休業を適切に実施していない。	B B B B
2 介護休業	(1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者の休業の申出により、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 対象家族一人につき通算 9 3 日まで 3 回を上限として分割して取得することができる。 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 有期雇用労働者にあつては、申出時点において介護休業開始予定日から 9 3 日を経過する日から 6 か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新がないことが明らかな場合 ③ 労使協定により適用除外とすることができる場合 (ア) 雇用された期間が 1 年に満たない場合 (イ) 申出の日から 9 3 日以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 (ウ) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下である場合 事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・その雇用する労働者に対する介護休業・介護両立支援制度等に係る研修の実施 ・介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ・その他厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置	1 介護休業を適切に実施しているか。	(1) 労働基準法第 8 9 条、第 9 0 条 (2) 育児・介護休業法第 1 1 条～第 1 6 条、第 2 2 条 育児・介護休業法施行規則第 2 4 条、第 7 5 条 (3) 雇均発 0 1 2 0 第 1 号	(1) 介護休業を適切に実施していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	介護休業に関する規程には介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 所定労働時間の短縮等の措置 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため次のいずれかの方法を講じる必要がある。 介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・所定労働時間の短縮制度 ・フレックスタイム制 ・時差出勤制 ・介護サービスを利用する場合の費用助成制度 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 労使協定により適用除外とされた場合 (7) 雇用された期間が1年に満たない場合 (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (3) 所定外労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合は、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならない。 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 労使協定により適用除外とすることができる場合 (7) 雇用された期間が1年に満たない場合 (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (4) 時間外労働の制限 要介護状態にある家族を介護する者から、家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (制限時間1月24時間、1年150時間) 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 雇用された期間が1年に満たない場合 ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合	2 介護休業に関する規程を整備しているか。 3 労働基準監督署に届け出ているか。 1 所定労働勤務時間の短縮措置を、適切に実施しているか。 1 所定外労働の制限について、適切に実施しているか。 1 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施しているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (1) 育児・介護休業法第23条、第24条 (1) 育児・介護休業法第16条の9 (1) 育児・介護休業法第18条	(1) 介護休業に関する規程を定めていない。 (1) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (1) 労働基準監督署に届出していない。 (1) 所定労働勤務時間の短縮措置を、適切に実施していない。 (1) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施していない。	B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	(5) 深夜業の制限 要介護状態にある家族を介護する者が、当該家族を介護するために請求があった場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後 10 時から午前 5 時までの間において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 【除外される場合】 ① 日々雇用される場合 ② 請求に係る深夜に介護することができる同居の家族等がいる場合 ③ 雇用された期間が 1 年に満たない場合 ④ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の場合	1 深夜業の制限について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第 20 条	(1) 深夜業の制限に関する規定を定めていない。 (2) 深夜業の制限について、適切に実施していない。	B B
	(6) 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、介護の状況に配慮しなければならない。	1 労働者の配置について配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第 26 条	(1) 労働者の配置について配慮していない。	B
	3 子の看護等休暇 小学校 3 年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ることにより、1 人の場合は 1 年に 5 日まで、2 人以上の場合は 10 日まで、病気・けがをした子の看護、疾病の予防を図るために必要なその子の世話（予防接種又は健康診断）を行うため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園（入学）式、卒園式への参加のために休暇を取得できる。子の看護等休暇は時間単位で取得することができる。 【除外される場合】 ① 日々雇用される者 ② 労使協定により適用除外とされた場合 (ア) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の場合	1 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第 16 条の 2～第 16 条の 4 (2) 平成 21 年厚生労働省告示第 509 号「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」	(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。	B
	4 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、申し出ることにより、1 年度に 5 日（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合は 10 日）を限度として休暇を取得することができる。介護休暇は時間単位で取得することができる。 【その他の世話】 ・対象家族の介護 ・対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話 【除外される場合】 ① 日々雇用される者 ② 労使協定により適用除外とされた場合 (ア) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の場合	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第 16 条の 5～第 16 条の 7 (2) 平成 21 年厚生労働省告示第 509 号「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
(4) 旅費	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。 旅費日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合には、根拠となる規定が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか（実費以外を支給している場合）。	(1) 労働基準法第 89 条、第 90 条	(1) 旅費に関する規程を作成していない。又は内容に不備がある。	B
		2 規程と実態に差異はないか。		(2) 規定内容と実態に差異がある。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 宿日直 (事業所の規模によらない)	職員に宿日直をさせる場合、労働基準法施行規則第23条の規定により労働基準監督署の許可を得ていれば、労働基準法第32条の規定にかかわらず宿直又は日直の業務に従事させることができる。 許可を得ていない場合は超過勤務手当の支給が必要となる。 ＊ 社会福祉施設における宿日直の留意事項は下記通知のとおり（抜粋） ① 昭和49年7月26日基発第387号 ・通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。 ・夜間に従事する業務は、一般の宿直業務のほかには、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間に限ること。 したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。 ・夜間に十分睡眠がとりうること。 ② 昭和49年7月26日基監発第27号 ・「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうことであること。 ・宿日直回数について、人員等の関係から週1回の原則を確保したい事情がある場合に、労働密度が薄く労働者保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限り、例外を認めるものである。 ③ 昭和23年1月13日基発第33号 ・一定期間内における宿日直勤務回数が頻繁にわたるものについては許可しない。 ・回数が頻繁にわたるものとは、原則として宿直については週1回を、日直については月1回を超えるものいう。 ・1回の宿直手当（深夜割増賃金を含む）または1回の日直手当の最低額は、当該事業場において宿直または日直につくことが予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1の額、また、同一企業に属する数個の事業場につき一律の基準により宿日直手当の額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1を下らないこと。	1 宿直又は日直業務について、労働基準監督署の許可を得ているか。 2 許可条件を遵守しているか。	(1) 労働基準法第41条第3号 (2) 労働基準法施行規則第23条、第34条 ※参考 昭和23年1月13日基発第33号「日直、宿直と労働時間、休日との関係」 昭和22年9月13日基発第17号「労働基準法の施行に関する件」 昭和63年3月14日基発第150号「労働基準法関係解釈例規について」 昭和49年7月26日基発第387号「社会福祉施設における宿日直勤務許可の取扱いについて」 昭和49年7月26日基監発第27号「社会福祉施設における宿日直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について」	(1) 宿日直の許可を受けずに実施している。 (2) 許可条件に反する宿日直を実施している。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 労使協定等 (事業所の規模によらない)	1 3 6 協定 時間外労働及び休日労働を行う場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業所ごとに締結しなければならない。	1 3 6 協定を締結しているか。 2 労働基準監督署に届け出をしているか。 3 協定内容と現状に差異はないか。	(1) 労働基準法第3 6 条 (1) 労働基準法第3 6 条	(1) 超過勤務を行っているが、3 6 協定を締結していない。 (1) 労働基準監督署に届出をしていない。 (1) 協定内容と現状とに差異がある。	B B B
	2 2 4 協定 賃金から法令で定められている税金、社会保険料等以外の給食費や親睦会費などの経費を控除する場合は、3 6 協定と同様に「賃金控除協定」を締結する必要がある。	1 2 4 協定を締結しているか。 2 協定内容、手続は適切か。	(1) 労働基準法第2 4 条	(1) 法定外の経費を控除しているが、2 4 協定を締結していない。 (1) 協定内容、手続が不適切である。	B B
	3 変形労働時間制等 (1) 1 か月以内の変形労働時間制 1 か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1 か月超1 年以内の変形労働時間制 1 か月を超え1 年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1 年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3)フレックスタイム制 3 か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1 か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	1 変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第3 2 条の2～第3 2 条の4	(1) 変形労働時間制（1 か月以内）に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制（1 か月超1 年以内）に関する協定を締結していない。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (4) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。	B B B
	4 協定の職員への周知 協定については、常時見やすい場所に掲示し、または備え付け、書面交付その他の方法により職員に周知しなければならない。	1 職員に周知しているか	(1) 労働基準法第106条	(1) 職員に周知していない又は不十分である。	B
	5 賃金の口座振込みについて 通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 取扱金融機関は、金融機関の所在状況からして一行に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。	1 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。	(1) 労働基準法施行規則第7 条の2	(1) 個人の同意を得ていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 職員の配置等 (1) 職員配置	1 ファミリーホーム事業者は、児童福祉法施行規則第1条の14に定められた養育者等を置かなければならない。 ① ファミリーホームごとに、2人の養育者及び1人以上の補助者を置かなければならない。なお、2人の養育者は、一の家族を構成しているものとする。 ② ①にかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭の環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。 ③ 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。 ④ 養育者のうち1人は、当該ファミリーホームの養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 事業者は、委託児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるよう、職員の配置・活用を図ることとし、補助者については、養育者がより多く委託児童とのかかわりが取れるよう活用を図ることとする。 3 社会福祉法人、特定非営利活動法人等が設置運営主体の場合に、「東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業実施要綱」（平成28年9月16日付28福保子育第997号）に基づき、グループホーム及びファミリーホームを支援する職員（以下「グループホーム等支援員」という。）を配置すること。 4 養育者は以下の要件を満たしているか。 ・ 養育里親であって、法第34条の20第1項各号に規定する者（児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者、刑に処せられ執行が終わった者等）並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者とする。また、東京都の養育家庭に現に登録されている者でなければならない。	1 基準に定める養育者等は置かれているか。 2 養育者のうち1人は、当該ファミリーホームの養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 1 補助者について、養育者がより多く委託児童とのかかわりが取れるよう活用を図っているか。 1 グループホーム等支援員を配置しているか。 1 養育者は必要な要件を満たしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の14、16 (2) ファミリーホーム実施要綱第7(1)～(3)、第8(5) (3) 社会福祉法第66条 (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(1)ア～エ (1) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(1)カ (1) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(1)キ (1) 児童福祉法第6条の3第8項 (2) 児童福祉法施行規則第1条の31 (3) ファミリーホーム実施要綱第7(4) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(2)	(1) 国及び都の職員配置基準に定める養育者等を確保していない。 (1) 当該ファミリーホームの養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行っている養育者がいない。 (1) 補助者について、養育者がより多く委託児童とのかかわりが取れるよう活用を図っていない。 (1) グループホーム等支援員を配置していない。 (1) 養育者は必要な要件を満たしていない。	C C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	ア ファミリーホームの養育者等及び業務の管理その他の管理 を一元的に行う者 ① 東京都の養育家庭経験のある家庭が設置運営主体の場合 (7) 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者、または、養育里親として5年以上登録かつ通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者であって、東京都の養育家庭として同時に3人の委託児童の養育経験を有する者。 (イ) ファミリーホームの常勤の養育者（次の②の要件を満たす者）として1年以上の経験を有する者。 ② 社会福祉法人、特定非営利活動法人等が設置運営主体の場合 ①に該当する者又は児童福祉施設（通所施設を除く）、児童自立生活援助事業、ファミリーホーム事業又は児童相談所の一時保護所における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験をもつ者。 ③ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の職員の経験を有する者が設置運営主体の場合 上記施設における常勤職員として3年以上の直接処遇の経験を有する者。 イ ア以外の者 ① 東京都の養育家庭経験のある家庭又は社会福祉法人、特定非営利活動法人等が設置運営主体の場合 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者、または、養育里親として5年以上登録かつ通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者又は児童福祉施設（通所施設を除く）、児童自立生活援助事業、ファミリーホーム事業又は児童相談所の一時保護所における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験をもつ者。 ② 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の職員の経験を有する者が設置運営主体の場合以下のいずれかに該当する者。 (7) 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者。 (イ) 養育里親として5年以上登録かつ通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者。 (ウ) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に3年以上従事した者。 5 補助者は以下の要件を満たしているか。 補助者は、法第34条の20第1項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者。 また、児童福祉事業への理解・熱意を有する者。	1 補助者は必要な要件を満たしているか。	(1) 児童福祉法第6条の3第8項 (2) 児童福祉法施行規則第1条の3 1 (3) ファミリーホーム実施要綱第7(4) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(2)	(1) 補助者は必要な要件を満たしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 採用、退職	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。 2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 また、下記事項は、書面交付の方法により明示する必要がある。 (1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（雇入れ直後のもの及び将来の就業場所や従事させる業務の変更の範囲） (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、 休憩時間、休日、休暇並びに終業時転換に関する事項 (5) 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。） 上記の事項については必ず明示しなければならない、また昇給に関する事項を除き書面交付の方法により明示する必要がある。 ・非常勤職員の雇用 雇用期間、賃金、労働時間、職務内容等が明確であること。労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ※有期労働契約の締結時及び契約更新のタイミングごとに明示が必要な事項 ①更新上限の有無 ②無期転換申込機会 ③無期転換後の労働条件 ※パートタイム労働法上の明示事項 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	1 募集及び採用時に性別にかかわらず均等な取り扱いをしているか。 1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 2 異動、昇給、昇格時に辞令の交付等をしているか。 3 非常勤職員に、雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか。	(1) 均等法第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (1) 労働契約法第4条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年11月19日労働省令第34号）第2条	(1) 募集及び採用時に均等な取り扱いをしていない。 (1) 採用時に労働条件の明示がない又は不十分である。 (2) 異動、昇給、昇格時に辞令の交付等をしていない。 (1) 非常勤職員に労働条件の明示がない又は不十分である。	B B B B
(3) 人事関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・労働者名簿 ※必要事項は次のとおり 氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由、死亡の年月日及びその原因 ・資格証明書 ・履歴書	1 労働者名簿は全職員分を整備しているか。 2 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 3 職員の履歴書を整備しているか。	(1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条 (1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4) (1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4)	(1) 労働者名簿を整備していない。 (1) 資格職種の全員分の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (1) 全職員分の履歴書を整備していない。 (2) 一部職員の履歴書を整備していない。	B C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 勤務状況					
(1) 勤務体制	ファミリーホーム事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことができる体制を確保しなければならない。 ファミリーホームにおける職員の労働時間・休日等は、労働基準法を遵守した上で、委託児童の生活上の日課に即したものとすることが必要である。	1 勤務体制が、労働基準法上、適正か。 2 適切なサービスを提供できる勤務体制となっているか。	(1) 労働基準法第32条、第35条 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (1) 児童福祉法施行規則第1条の18 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(2)	(1) 労働時間・休日等が労働基準法上適正でない。 (1) 勤務体制が委託児童の処遇上適切でない。 (2) 勤務体制が委託児童の処遇上不十分である。	B C B
(2) 均等な雇用機会の確保	1 使用者は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 使用者は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 保健指導等の時間 妊娠23週まで…4週に1回 妊娠35週まで…2週に1回 妊娠36週から…1週に1回 産後（1年以内）…医師等の指示する時間 ※プライバシーの保護に留意すること。 3 使用者は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 1 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 均等法第6条～第9条(1) (1) 均等法第12条、第13条 (2) 均等法施行規則第2条の4 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条	(1) 性別による差別的取扱をしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 使用者は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 使用者は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の4 (2) 均等法施行規則第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 (1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
(4) 勤務関連帳簿の整備	養育者等の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの（タイムカード） ・出張（外出）に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの など	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4)	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 記録の内容に不備がある。	C B
(5) 勤務表	交替制勤務が有る場合、あらかじめ職員個々の勤務を明確に定め、周知している必要がある。また、この設定した勤務と実態に相違があってはならない。	1 勤務体制が、勤務表により明確にされているか。 2 夜勤の回数は適正か。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) 労働基準法第32条、35条 (3) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4)	(1) 勤務表を作成していない。 (2) 夜勤の回数が適正ではない。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 職員給与等の状況 (1) 本俸・諸手当	給与及び諸手当の支給基準が明確に定められ、この定められた基準にしたがい支給することが必要である。 職員の給与の支給については、労働基準法及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 職員の給与については、財源が措置費等公的資金であり、適正に支給することが必須である。また、管理者等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準と比較して著しく高額となっていない必要がある。	1 給与の支給は規程に基づき適切に支給しているか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第15条、第24条～第28条、第37条、第89条 (2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号） (3) 平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」5(3)オ	(1) 給与の支給内容に問題がある。	B
(2) 本俸の決定	本俸の決定は賃金に関する事項であり、労働基準法第15条に基づき明確にする必要がある。 ・初任給決定基準が明確であること。 ・初任給決定の際は資格証明、前歴証明により確認を行うこと。 ・昇給及び昇格については労働者名簿等に記録すること。 ・初任給決定及び昇給昇格は決裁をとること。	1 初任給格付及び昇給昇格の基準は明確か。 2 初任給格付及び昇給昇格は、決裁を得て、記録を整備しているか。	(1) 労働基準法第15条、第89条	(1) 初任給格付及び昇給昇格の決定基準が明確でない。 (2) 初任給を給与規程どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規定どおりに行っていない。 (1) 昇給及び昇格の記録がない。 (2) 初任給決定及び昇給昇格の決裁を得ていない。	B B B B B
(3) 諸手当の支給	(項目5(1)「本俸・諸手当」と同じ)	1 諸手当は規定どおり支給されているか。 2 宿直手当及び日直手当は、毎年度計算し、許可条件以上の額であるか確認しているか。 3 夜勤手当及び超過勤務手当の算出は適正か。	(1) 労働基準法第37条	(1) 諸手当の支給が不適正である。 (1) 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額が確認していない。 (1) 夜勤手当及び超過勤務手当の算出が適正なものとなっていない。	B B B
(4) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険（雇用保険と労災保険は1人でもいれば加入）のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、児童・障害施設はすべて社会保険等に加入の義務がある。事業主の保険料負担分は措置費の中に組み込まれており、また、東京都民間社会福祉施設サービス推進費事業の補助対象経費に含まれている。	1 社会保険への加入は適正か。	(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第3条第1項・第3項 (2) 厚生年金保険法（昭和29年5月1日法律第115号）第6条第1項、第9条 (3) 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）第5条 (4) 労働者災害補償保険法第3条第1項（昭和22年4月7日法律第50号）	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(5) 賃金台帳	使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入すること。	1 賃金台帳を適正に作成しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条	(1) 賃金台帳を作成していない。 (2) 賃金台帳の記載内容が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 健康管理	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 1 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断） 定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。（定期健康診断） なお、1年以上雇用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き雇用されている者で、就労時間数が通常の就労者の3/4以上の者についても同様に行うこと。 事業者は、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導（必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等）を受けさせるよう努めなければならない。 ・健康診断個人票を作成し、5年保存すること。 2 休憩設備 ・労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めること。	1 健康診断を適正に行い、かつ記録を整備しているか。 (1) 健康診断を適切に実施しているか。 (2) 必要な検査項目を満たしているか。 (3) 健康診断個人票を作成し、保管しているか。 1 労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めているか。 1 研修の機会を確保しているか。	(1) 労働安全衛生法第66条 (2) 労働安全衛生規則第43条～45条 (3) 平成8年10月1日健康診断結果措置指針第1号「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第53条の2 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日厚生省令第99号）第27条の2 (6) 平成26年7月24日基発第0724第2号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」11(4) (7) 児童福祉法施行規則第1条の26 (8) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (9) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4) (10) 労働安全衛生規則第51条、第52条 (1) 労働安全衛生規則第613条 (1) 児童福祉法施行規則第1条の10 (2) ファミリーホーム実施要綱第7(5)、第8(10) (3) 平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」 (4) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部3(2)5(1) (5) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(3)	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施時期、方法が適切でない。 (1) 健康診断に未実施項目がある。 (1) 健康診断個人表を作成し、保管していない。 (2) 健康診断実施記録の整備が不十分である。 (1) 休憩の設備を設けるように努めていない。 (1) 研修を受講していない。 (2) 研修の受講が不十分である。	C C B B B B B B B B C B
7 職員研修	養育者等は、家庭養護の担い手であることから、資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。 ・養育者らは、子供の養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるように、研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。 ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。 ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 主たる養育者の職務	1 養育者のうち1人（以下「主たる養育者」という。）は、当該ファミリーホームの養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。 主たる養育者は、児童福祉法施行規則（省令）及び東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準（基準）を遵守するとともに、当該ファミリーホームの他の養育者等に省令及び基準の規定を遵守させなければならない。	1 主たる養育者は、省令及び基準を遵守するとともに、当該ファミリーホームの他の養育者等に省令及びこの基準の規定を遵守させているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の16 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(5) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(1)オ	(1) 主たる養育者は、省令及び基準を遵守するとともに、他の養育者等に省令及びこの基準の規定を遵守させていない。	C
	2 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること（セクシュアルハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するため、事業主は、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上に必要な措置を講じなければならない。	1 セクシュアルハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 均等法第11条、第16条 (2) 平成18年度厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」	(1) セクシュアルハラスメントの防止や必要な対策を講じていない、又は取組が不十分である。	B
	3 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることがないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上に必要な措置を講じなければならない。	1 パワーハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 労働施策総合推進法第30条の2第3項 (2) 令和2年1月15日厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針について」	(1) パワーハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。又は取組が不十分である。	B
9 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 ファミリーホームの居室、設備は次のとおりとする。 建物の設備基準は、届出時において東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準に定められたファミリーホームの基準に照らして事業所管課で確認を行っている。 建物設備等の内容を変更する場合は、上記の基準及びその他の法令を満たす必要がある。 *必要事項 ・施設設備は基準等に抵触していないこと。 ・建物、設備の維持管理は適切に行われていること。 ・内容変更がある場合は届け出ること。 (東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(4)) ・委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所等委託児童が日常生活を営む上で必要な居室及び設備並びに食堂、居間等委託児童が相互に交流を図ることができる居室を有すること。 ・建物について、4室24畳以上の居室を有すること。 委託児童の居室において、児童一人当たり面積として3畳以上が望ましいが、最低の基準として3.3㎡（2畳）以上となること。個室の場合は少なくとも3畳以上を確保すること。	1 構造、設備が基準（ハード面）を満たしているか。（機能面は処遇編3(3)で評価） 2 届出内容と現状に差異はないか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の15 (2) 児童福祉法第34条の4第2項 (3) ファミリーホーム実施要綱第5 (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(4)、6(2)	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 届出内容と現状に著しい相違がある。 (2) 届出内容と現状に相違がある。	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 ファミリーホームの居室、設備について委託児童の安全について十分考慮されたものでなければならない。	1 構造、設備に危険な箇所はないか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の15、第1条の20 (2) ファミリーホーム実施要綱第5 (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(4)、4(4) (4) 東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月4日東京都条例第75号）	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 構造設備の安全確保が不十分である。	C B
(2) 環境整備の状況	ファミリーホーム事業者は、次により環境の整備を行わなければならない。 日常行う清掃のほか、大掃除及びねずみ、昆虫等による被害の状況等について6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。	1 ファミリーホーム内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行っているか。	(1) 労働安全衛生規則第619条 (2) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	(1) ファミリーホーム内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行っていない。	B
(3) 環境衛生の状況	1 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならない	1 水について衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じているか	(1) 児童福祉法施行規則第1条の22第1項 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(8)	(1) 水について衛生的な管理及び衛生上必要な措置を講じていない。 (1) 水について衛生的な管理及び衛生上必要な措置が不十分である。	C B
10 災害対策の状況	2 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	1 浄化槽の点検及び水質検査を実施しているか。	(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条、第11条	(1) 浄化槽を使用している場合、浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。	B
(1) 必要な設備の整備	ファミリーホーム事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。	1 非常災害に必要な設備を設けているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の20 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(4)	(1) 非常災害に必要な設備を設けていない。	C
(2) 非常災害に対する具体的計画	ファミリーホーム事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 非常災害に対する具体的計画は、火災等非常災害時における委託児童、養育者等の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画である。 また、事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 非常災害に対する具体的計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 水害・土砂災害等地域の実情に応じた災害にも対処できるものとすること。	1 (1)非常災害に対する具体的計画を作成しているか。 (2)地域の実情に応じた災害に対処する計画となっているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の20 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(4) (3) 東京都震災対策条例（平成12年12月22日東京都条例第202号）第10条 (4) 平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	(1) 非常災害に対する具体的計画を作成していない。 (2) 非常災害に対する具体的計画の内容に不備がある。 (3) 地域の実情に応じた災害に対処する計画となっていない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 災害対策等の状況	市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。また、当該計画で定めるところにより避難訓練を実施し、その結果を区市町村長に報告しなければならない。	2 食料や備品類など災害時の備蓄等を行っているか。	(5) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月30日東京都条例第17号）第4条第4項 (6) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部1(11)	(1) 食料や備品類など災害時の備蓄等を行っていない。	C
(4) 防災訓練	非常災害に平静かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。 避難及び消火訓練を年1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。	1 避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 2 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項 (1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区市町村長に報告していない。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区市町村長に報告していない。	B B B B
(5) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 避難及び消火訓練を実施しているか。 2 夜間を想定した訓練を実施しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の20 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(4)	(1) 避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (1) 夜間（想定）訓練を実施していない。	C B B
(6) 保安設備	非常災害に対する管理者は、消防用設備等の点検及び整備を行い、非常災害に対する不断の注意に努めなければならない。 *危険物の管理 使用する燃料（プロパンガス、灯油等）の貯蔵場所、取扱等について安全対策を行うこと。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。 ・消防署立入検査結果通知書 1 消防用設備等の自主点検をしているか。 2 非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。 3 危険物の貯蔵又は及び取扱状況は適正か。	(1) 消防法第5条 (1) 児童福祉法施行規則第1条の20 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(4) (1) 児童福祉法施行規則第1条の20 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(4) (3) 消防法第17条 (4) 消防法施行令第6条～第26条 (1) 火災予防条例（昭和37年3月31日東京都条例第65号）第30条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 消防用設備等を設置していない。 (2) 消防用設備等の整備不十分。 (1) 危険物の貯蔵又は取扱状況が適正でない。	B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 安全計画	1 安全計画の策定 ファミリーホーム事業者は、委託児童等（委託児童又は児童福祉法第31条第2項の規定により引き続き委託を継続されている者）の安全の確保を図るため、ファミリーホームを行う住居ごとに、設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めたファミリーホームを行う住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修及び訓練その他ファミリーホームにおける安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ファミリーホーム事業者は、策定した安全計画について養育者等に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ファミリーホーム事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。 （参考）令和5年1月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡「児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について」	1 安全計画を策定しているか。 2 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。 3 定期的に安全計画の見直しや必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の20の2 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(5) (3) 平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	(1) 安全計画を策定していない。 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 定期的に安全計画の見直しや必要に応じて安全計画の変更を行っていない。	B B B

(ファミリーホーム)

養

育

編

[凡例]

※ この基準において、左記の用語を右記のように定義する。

ファミリーホーム事業	児童福祉法第6条の3第8項に規定する、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業（小規模住居型児童養育事業）
ファミリーホーム	ファミリーホーム事業を行う住居
委託児童	児童福祉法第27条第1項第3号の規定によりファミリーホーム事業を行う者に委託された児童

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
昭和23年3月31日厚生省令第11号 「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
平成21年3月31日雇児発第0331011号 「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」別紙「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱」	ファミリーホーム実施要綱
平成24年3月29日雇児発0329第1号 「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添6「里親及びファミリーホーム養育指針」	里親及びファミリーホーム養育指針
平成22年3月23日21福保子育第2336号 「東京都ファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）設置・運営基準」	東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準

1	自立支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	養育状況の記録	
	(1) 養育状況の記録と報告・・・・・・・・	1
	(2) 書類等の整理・保管・・・・・・・・	1
3	教育及び進路選択の支援	
	(1) 教育の保障と社会性の獲得支援・・	2
	(2) 進路選択の支援・・・・・・・・	2
4	生活環境の状況・・・・・・・・	2
5	健康管理の状況・・・・・・・・	3
6	食事の状況・・・・・・・・	3
	(1) 献立及び食事の提供状況	3
7	関係機関等との連携・・・・・・・・	3
8	給付金の管理・・・・・・・・	4

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 自立支援計画	自立支援計画は、子供の養育をどのように考えていくのか、児童相談所が社会診断・心理診断・医学診断（状況に応じて）をもとに専門的な視点から作成するもの。 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。 自立支援計画には、子供が委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、養育者等は気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子供やその家族のことを理解する。 自立支援計画は、定期的な見直しが必要。子供の変化や状況を児童相談所等と共有し、養育者等も参加して自立支援計画を見直すことが望まれる。	1 養育者等は自立支援計画に従って、養育しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の9、第1条の24、第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第1、第6、第8(8)、(12) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部2(1) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(10)、5(4)	(1) 自立支援計画に従って、養育していない。	C
2 養育状況の記録					
(1) 養育状況の記録と報告	受託した子供の養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子供や子供に関する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。 また、記録は子供が家庭引き取りになる場合は、実親にとって子供を理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。 子供の課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子供のより正確な理解を促すことにもなる。 子供が行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受ける。 子供の変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。	1 子供一人ひとりの養育状況の記録を備えているか。 2 子供の課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録しているか。 3 子供が行動上の問題を起こした場合、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受けているか。 4 子供の変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部2(2) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4)	(1) 子供一人ひとりの養育状況の記録を備えていない。 （児童相談所へ報告する「養育状況報告書」も含む） (1) できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面を記録していない。 (1) 問題が生じた背景や状況を記録していない。 (2) 児童相談所に必要な支援を求めている。 (1) 子供の変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直していない。	C B B B
(2) 書類等の整理・保管		1 委託児童等に係る個人情報を適正に管理しているか。		(1) 個人情報を適正に管理していない。 (2) 個人情報の管理が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 教育及び進路選択の支援					
(1) 教育の保障と社会性の獲得支援	養育者は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。 それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子供にとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学する学力を獲得することは、子供が自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。 子供の学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。 年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子供には、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。	1 義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の21 (2) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部1(12) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(7)	(1) 必要な教育を受けさせるよう努めていない。	B
(2) 進路選択の支援	子供自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子供の進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料と一緒に収集するなどして支援する。 子供にとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。	1 子供の進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるよう支援しているか。	(1) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部1(14)	(1) 進路や就職支援をしていない。 (2) 進路や就職支援が不十分である。	C B
4 生活環境の状況	ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。 1 委託児童が日常生活を営む上で必要な居室及び食堂、居間等委託児童が相互に交流を図ることができる居室を有すること。 2 建物について、同居人の人数も踏まえ、適切に委託児童の養育を行うことができるものであること。 3 委託児童の年齢等に応じ、男女の居室を別にすること。 4 居室、設備について委託児童の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されていること。	1 委託児童が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。(ハード面は運営編9(1)で評価) 2 居間、食堂等委託児童が相互交流することができる場所を有しているか。 3 居室は、男女別になっているか。 4 保健衛生及び安全について配慮されているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の15、第1条の20、第1条の22 (2) ファミリーホーム実施要綱第5 (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第Ⅱ部1(8) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準3(4)	(1) 居室の環境整備が不適切である。 (2) 居室の環境整備が不十分である。 (1) 居間、食堂等委託児童が相互交流することができる場所が不適切である。 (2) 居間、食堂等委託児童が相互交流することができる場所が不十分である。 (1) 居室が男女別になっていない。 (1) 保健衛生及び安全について配慮されていない。 (2) 保健衛生及び安全についての配慮が不十分である。	C B C B C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
5 健康管理の状況	養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 子供の状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子供については、児童相談所や医療機関と連携する。	1 委託児童の健康管理に努め、必要な措置を講じているか。 2 委託児童の健康管理（通院等）の記録が整備されているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の2第2項 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(8) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第II部1(11) (1) 児童福祉法施行規則第1条の2第6 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第II部2(2) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(4)	(1) 委託児童の健康管理に努め、必要な措置を講じていない。 (2) 委託児童の健康管理に努め、必要な措置が不十分である。 (1) 健康管理の記録を整備していない。 (2) 健康管理の記録の内容、整備状況が不十分である。	C B C B
6 食事の状況					
(1) 献立の状況	委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。	1 食事のメニューに変化があり、季節の味わいを取り入れたり、家庭でなければ食べられないものとなっているか。 2 委託児童の嗜好を把握しているか。 3 委託児童の嗜好もメニューに反映しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の2第3 (2) 里親及びファミリーホーム養育指針第II部1(8) (3) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準4(9) (1) 児童福祉法施行規則第1条の3第0 (2) ファミリーホーム実施要綱第6(3)、第8(6) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第II部4(1) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(8)	(1) 献立内容に季節感がなく、変化に乏しい。 (2) レトルトや出来合い物が多く、手作り感が乏しい。 (1) 委託児童の嗜好を把握していない。 (2) 嗜好の把握が不十分である。 (1) 委託児童の嗜好もメニューに反映しているか。	C B C B
7 関係機関等との連携	委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、子供家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。	1 関係機関等との連携を適切に行っているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の3第0 (2) ファミリーホーム実施要綱第6(3)、第8(6) (3) 里親及びファミリーホーム養育指針第II部4(1) (4) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(8)	(1) 関係機関等との連携が図られていない。 (2) 関係機関等との連携が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
8 給付金の管理	委託児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 二 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。	1 給付金として支給を受けた金銭とその他の財産とを区分しているか。 2 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。 3 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。 4 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の23の2 (2) 東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準5(2)	(1) 給付金として支給を受けた金銭とその他の財産とを区分していない。 (1) 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。 (1) 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (1) 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させていない。	C C C C

(ファミリーホーム)

会

計

編

〔凡例〕

※ この基準において、左記の用語を右記のように定義する。

ファミリーホーム事業	児童福祉法第6条の3第8項に規定する、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業（小規模住居型児童養育事業）
ファミリーホーム	ファミリーホーム事業を行う住居

※ 以下の関係通知を略称して次のように表記する。

	関 係 通 知	略 称
1	平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」	0312001号
2	平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」	0312002号
3	昭和23年3月31日厚生省令第11号 「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
4	平成21年3月31日雇児発第0331011号 「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」別紙「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱」	ファミリーホーム実施要綱
5	平成22年3月23日21福保子育第2336号 「東京都ファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）設置・運営基準」	東京都ファミリーホーム事業設置・運営基準

目

次

1 共通(社会福祉法人とそれ以外の者)の会計経理	
(1) 財産、収支等の状況を明らかにする帳簿	1
(2) その他	1
2 社会福祉法人の会計経理	1
3 社会福祉法人における運営費の運用	
(1) 運営費の弾力運用が認められる要件	2
(2) 運営費の貸付け	2
(3) 運営費の積立て	3
(4) 各サービス区分、各拠点区分及び 各事業区分間の資金異動	3
(5) 前期末支払資金残高	4
(6) 当期末支払資金残高	4
(7) その他	4

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理					
(1) 財産、収支等の状況を明らかにする帳簿	ファミリーホームには、財産、収支等の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。特に、人件費等の事務費と児童の生活に係る費用の事業費とは、区分を明確にして記帳すること。	1 財産、収支等の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。 2 人件費等の事務費と児童の生活に係る費用の事業費の区分を明確にして記帳しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第1条の26 (2) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (3) 東京都ファミリーホーム設置・運営基準5(4) (1) ファミリーホーム実施要綱第8(12) (2) 東京都ファミリーホーム設置・運営基準5(4)	(1) 財産、収支等の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (1) 人件費等の事務費と児童の生活に係る費用の事業費の区分を明確にして記帳していない。	C C
(2) その他		1 その他、運営費の支出や経理処理に関すること等で不公正な事項はないか。		(1) その他、運営費の支出や経理処理に関すること等で重大な問題がある。 (2) その他運営費の支出や経理処理に関すること等で問題がある。	C B
2 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】	※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」（以下「指導監査ガイドライン」という。）に定めるところによる。			

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 社会福祉法人における運営費の運用					
(1) 運営費の弾力運用が認められる要件	運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められる。 1 「指導監査ガイドライン」及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。 2 関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。 3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書が公開されていること。 4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。 (1) 平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 (2) 平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。	1 運営費の弾力運用に当たっては、通知の要件をすべて満たしているか。	(1) 0312001号1 (2) 0312002号(問1、2、3、4、5)	(1) 運営費の弾力運用が認められる要件をすべて満たしていないにもかかわらず弾力運用を行っている。	C
(2) 運営費の貸付け	運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外の貸付けは一切認められないこと。	1 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への貸付けを行った場合資金を年度末に補填しているか。 2 当該貸付けは経営上やむを得ないものであるか。 3 施設の運営費を同一法人以外に貸し付けていないか。	(1) 0312001号5(2) (2) 0312002号(問13) (1) 0312001号5(2) (2) 0312002号(問13) (1) 0312001号5(2)	(1) 資金を年度内に補填していない。 (1) 当該貸付けは経営上やむを得ないものではない。 (1) 施設の運営費を同一法人内会計以外に貸し付けている。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 運営費の積立て	運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 1 人件費積立金 2 施設整備等積立金 ただし、0312001号1(4)のみを満たさない法人については、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。また、各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に都に協議しなければならない。 1 人件費積立金 2 修繕積立金 3 備品等購入積立金	1 使用計画は支出の使途及び時期等を考慮し作成しているか。 2 目的外使用は理事会で法人の経営上止むを得ないものとして承認されているか。 3 0312001号1(4)の要件を満たしていない場合に、目的外使用について事前に都に協議を行っているか。 4 積立金の積立目的は通知に沿っているか。	(1) 0312001号3(2) (2) 0312002号(問6) (1) 0312001号3(2) (1) 0312001号3(2) (2) 0312002号(問6) (1) 0312002号(問5) (1) 0312001号3(2) (2) 0312002号(問5、6)	(1) 使用計画を支出の使途及び時期等を考慮し作成していない。 (1) 目的外使用が理事会で承認されていない。 (2) 目的外使用が法人の経営上止むを得ないものではない。 (1) 0312001号1(4)の要件を満たしていないにも関わらず、目的外使用について事前に都に協議を行っていない。 (1) 積立金の積立目的が通知に沿っていない。	C C C C C
(4) 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の資金異動	運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。 ただし、0312001号1(4)のみを満たさない法人については、特定の施設の整備等に係る経費の繰入を認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 サービス区分（サービス区分を設けない場合は、「拠点区分」）において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入という。」）については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。 ただし、0312001号1(4)のみを満たさない法人については、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入を認める範囲を、当該年度のサービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。）の収入決算額の事務費（人件費及び管理費）相当額から生じるであろう運用収入（当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入）を限度とする。	1 使途は通知に沿っているか。 2 0312001号3の(3)、(4)及び0312002号（問5）で指示している限度額を超えていないか。	(1) 0312001号3の(3)、(4) (2) 0312002号(問5) (1) 0312001号3の(3)、(4) (2) 0312002号(問5)	(1) 使途が通知に沿っていない。 (1) 限度額を超えている。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 前期末支払資金残高	前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 1 法人本部の運営に要する経費 2 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 3 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費 ただし、第0312001号1(4)のみを満たさない法人については、事前に都に協議し、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合には、使用することができる。 なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分（拠点区分）の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略することができる。	1 前期末支払資金残高は、必要に応じた予算措置及び必要な手続き（理事会承認又は所轄庁への事前協議）を行った上で取り戻しているか。 2 使途は通知に沿っているか。	(1) 0312001号4 (2) 0312002号（問5、10） (1) 0312001号4 (2) 0312002号（問5、11）	(1) 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、必要に応じた予算措置及び必要な手続き（理事会承認又は所轄庁への事前協議）を行っていない。 (1) 使途が通知に沿っていない。	C C
(6) 当期末支払資金残高	当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。	1 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下であるか。	(1) 0312001号4	(1) 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下でない。	C
(7) その他		1 その他運営費の運用について不適正な事項はないか。		(1) その他運営費の運用について重大な問題がある。 (2) その他運営費の運用について問題がある。	C B